

広報紙への広告を募集

- 掲載位置／毎月1日号または15日号の12面下段
- 募集枠／8枠(各号4枠) ※応募多数の場合は、①市内事業者の申込、②掲載期間が長い申込の順で優先。同順位の場合は抽選
- 広告の規格／縦59mm×横116mm(カラー印刷)
- 応募方法／2月1～28日(消印有効)に、秘書広報課で配布の申込書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、広告案・市税完納証明書・法人登記事項証明書を添えて、同課(〒503-8601 丸の内2-29、☎47-7376)へ



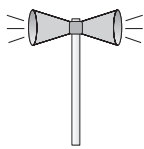
掲載期間	1枠(月額)	総額
5月～10月(6か月間)	30,000円	180,000円
5月～7月(3か月間)	35,000円	105,000円

全国瞬時警報システムの伝達試験

地震や大規模なテロ、ミサイル攻撃など、国の緊急情報を発信する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」。その情報伝達試験が、2月15日(水)午前11時に、全国一斉に行われます。

それに伴い市は、防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所などにある戸別受信機からの試験放送、および市メール配信サービス登録者への試験配信を行います。

詳しくは、危機管理室(☎47-7385)へ。



上石津図書館の臨時休館

上石津図書館は、蔵書点検・図書整理のため、臨時休館します。

- 臨時休館日／2月16日(木)・17日(金)
- 問合せ／同館(☎45-3118)へ

市土地開発公社 保有地の売却

大垣市土地開発公社は、次の保有地を公募抽選で売却します。

詳しくは、同公社で配布の「保有地売却のしおり」(同公社HPからダウンロード可)をご覧ください。

◆申込／2月1～10日の平日の午前8時30分～午後5時15分に直接、同公社(市役所5階)へ

◆問合せ／同公社(☎47-8649)へ

<売却する土地>

番号	所在地番	地目	面積(m ²)	価格(円)
89	羽衣町1丁目5番	宅地	523.92	27,030,000
95	大島町2丁目150番2	田	1,508.93	23,080,000
120	新開町95番2	田	991.75	19,740,000



同公社HP

水のアーチ 3年ぶりに高らかに 消防出初式開かれる



市内の消防関係機関が一堂に会する消防出初式が1月8日、東外側町2丁目の水門川沿いを中心に行われました。コロナ対策による中止を経て3年ぶりに観閲や一斉放水、分列行進を再開しました。

出初式には、消防団員や消防職員、事業所自衛消防隊員、女性防火クラブ員などから総勢530人が参加。消防団員らが水門川沿いに整列し、石田市長や林市議会議長らによる観閲が行われた後、消防ポンプ車から上空に向けて一斉に放水。大きな水のアーチに、沿道の市民らから歓声が上がりました。

その後、団員らは規律正しく勇壮な分列行進を披露し、防火防災への心意気を見せました。

続いて、スイトピアセンターで式典が行われ、防災活動に尽力した皆さんの功績をたたえて、表彰状の授与などが行われました。

介護サービス相談員を募集

介護保険施設を定期的に訪問し、利用者からの相談や疑問を事業者に伝える橋渡し役として活動していただく介護サービス相談員を募集します。

◆対象／市内在住で、月4～5回程度、施設での活動や研修に参加できる人 ※介護サービス事業所などに所属している人は除く

◆活動内容／①利用者からの介護サービスへの相談や疑問を聞いて事業者に伝える(月に4～5回程度) ②活動状況の報告 ③市役所で開催する会議(2か月に1回程度、1回2時間程度)への出席

◆報酬／訪問1回3,000円(交通費込)

◆募集人数／若干人

◆応募方法／2月15日(必着)までに、介護保険課で配布の応募用紙(市HPからダウンロード可)に、必要事項を記入し、「介護保険について」をテーマにした小論文(800字以内、様式自由)を添えて、同課(〒503-8601 丸の内2-29、FAX81-6221、e-mail:kaigohokenka@city.ogaki.lg.jp)へ

◆問合せ／同課(☎47-7409)へ

ご確認ください!

屋外広告物は許可が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。

詳しくは、都市計画課(☎47-8694)へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。

※自分の敷地内でも規制がかかります

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外に表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔(板)、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

許可申請が必要

許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添付し、市に申請してください。高さや面積などを審査します。

許可には、面積などに応じた審査手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所につき表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。

また、許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です。

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。

